

学長選考基準

－求められる学長像－

国立大学法人東京農工大学学長選考・監察会議
(令和4年7月26日 決定)

東京農工大学学長は、東京農工大学憲章に掲げる基本理念を尊重し、その実現に向けて強い意志と意欲を持つとともに、大学の経営及び教学の最高責任者として、以下に掲げる者であることが求められる。

【人格・学識・運営能力】

- ① 人格が高潔で、国際的視野とともに優れた学識を有し、かつ、研究大学としての教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者。

【経営、ガバナンス、コンプライアンスの強化】

- ② 経営及び教学の最高責任者として、ガバナンスとコンプライアンスの強化及びダイバーシティの推進を図りながら、組織運営・経営を行う者。

【ビジョン、大学改革】

- ③ 「世界が認知する研究大学」の実現を目指すため、明確なビジョンを提示し、強力なリーダーシップと学内構成員からの信頼により、国内外の社会情勢等の変化に柔軟に対応して大学改革に戦略的に挑戦する者。

【社会貢献、連携】

- ④ 世界に向けて日本を牽引する大学としての役割を果たすため、卓越した教育研究の推進と高度なイノベーション人材の養成に積極的に取り組み、国内外に幅広く連携を進める者。

(参考)

東京農工大学憲章 (大学ホームページ内)

<https://www.tuat.ac.jp/outline/overview/daigakukensho/>

1. 次期学長の任期

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。
(国立大学法人組織運営規則第12条第3項)

2. 学長候補者の要件

人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、就任時において満70歳を超えない者とする。
(国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程第4条)

3. 推薦資格者

推薦資格者は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項に定める常時勤務を要する本学の職員、国立大学法人東京農工大学特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期雇用職員就業規則」という。）第7条の2に基づき任期の定めのない特定有期雇用職員となった職員及び特定有期雇用職員就業規則第7条の3に基づき期間の定めのない特定有期雇用職員となった職員とする。ただし、本公示日において国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等細則（以下「細則」という。）第3条1項各号に定める者を除く。

4. 推薦方法

- ・候補者1人につき推薦資格者5人の連署をもって行い、うち1人の推薦代表者が、細則別紙様式1「推薦書」、別紙様式2「学長候補となるべき適任者の経歴・業績」、別紙様式3「所信」及び別紙様式4「同意書」を指定期日までに学長選考・監察会議へ提出する。
- ・推薦資格者は、候補者を重複して推薦することはできない。
- ・候補者の推薦に当たっては、推薦者が特定の部局に偏らないことが望ましい。

5. 受付期間

令和4年8月2日（火）～令和4年9月2日（金）17時

6. 推薦書類等受付場所

〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務課

電話 042-367-5501、5502

郵送の場合は、簡易書留により「学長選考関係書類」と朱書きし、令和4年9月2日（金）17時必着とする。